

鶴岡市農業委員会第25回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年12月15日(月) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6番 松本 典子 委員 15番 本間 長志 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は、6番松本典子委員、15番本間長志推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第25回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、7番 鈴木敏徳委員、8番 田澤幸弘委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項であります。質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴38から順にお願いします。8番 長谷川浩之推進委員。
8番 推進委員	推進委員8番 長谷川です。鶴38の案件につきましては、農地処分のため集落内の農業者である譲受人へ売却するもので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当と判断いたしました。
議 長	続いて鶴39番について、8番 田澤幸弘委員お願いします。
8番委員	8番 田澤です。鶴39と関連して鶴40も合わせて報告いたします。同じ集落内の耕作利便を目的とした所有地の交換ということで、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴41についてお願いします。9番 佐藤圭介推進委員。
9番 推進委員	推進委員9番 佐藤です。耕作不便地の処分のため、隣接耕作者である譲受人へ売却するものであり、周辺農地の効率的利用の確保に支障を生じる恐れはないことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴42と43、49についてお願いします。1番 渡部信子推進委員。
1番 推進委員	推進委員1番 渡部です。鶴42について報告します。こちらは中間管理事業により譲受人へ貸し付けている農地について処分のため売却するものです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。続いて鶴43です。基盤強化促進法の契約更新に伴い貸付先を変更し3条により貸借契約を行うものです。こちらも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。鶴49は、労力不足のため、隣接耕作者である借受人へ貸し付けるもので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	鶴44と46についてお願いします。2番 阿部晃士委員。
2番委員	2番 阿部です。鶴44と46はどちらも農業者年金受給に伴う再設定であり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	鶴45についてお願いします。7番 吉住喜之推進委員。

7番 推進委員	7番 推進委員の吉住です。鶴45は農業者年金受給に伴う再設定でありますので、許可相当と判断いたしました。
議 長	次、鶴47についてお願いします。13番 田村亮真推進委員。
13番 推進委員	13番 推進委員の田村です。鶴47は農業者年金受給に伴う再設定であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしましたことを報告いたします。
議 長	次、鶴48について12番 小林節徑推進委員。
12番 推進委員	12番 推進委員 小林です。鶴48につきましても農業者年金受給に伴う再設定であり、許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	それでは、現地確認について報告願います。4番 佐藤晃委員。
4番委員	4番 佐藤です。申請地は農振農用地ですが、一時転用で農地に復旧するなら採取計画も妥当であり、周辺農地への影響もないと考えられることから許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号について、議案通り決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について》
議 長	この農用地利用集積等促進計画(案)につきましても、書面で開催された農用地利用調整会議で承認されております。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。7番 鈴木敏徳委員。
7番委員	7番 鈴木です。私に関する案件がありますので、退室の許可を願います。
議 長	退室を許可します。
	(7番委員 退室)
議 長	それでは48ページの機鶴218についてのみ、審議を行います。質疑のある方は挙手願います。

		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の機鶴218について賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、機鶴218については、議案通り決しました。7番委員の入室を許可します。
		(7番委員入室)
議	長	それでは機鶴218以外について審議を行います。質疑のある方は挙手願います。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の機鶴218以外の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、機鶴218以外についても、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第25回西部農地部会を閉会します。
		閉 会 午後1時55分

	<p>議 長 <u>原 田 政 幸</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>鈴木敏徳</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>田澤幸三</u></p>
--	---